

# 事業計画書

横浜市上白根コミュニティハウス 指定管理者事業計画書				
申込年月日 令和5年 7月27日				
だんたいめい 団体名	ろうどうしやきょうどうくみあい 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 <small>じきょうだん</small>			
だいいょうしやめい 代表者名	だいいょうりじ たしす ようこ 代表理事 田嶋 羊子	設立年月日	令和5年 4月 1日	
団体所在地	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル			
電話番号	03-6907-8030	FAX番号	03-6907-8031	
沿革 ・ 設立の経緯	<p>昭和57年 6月 中高年雇用福祉事業団全国協議会東葛事業団設立</p> <p>昭和62年12月 中高年雇用福祉事業団全国協議会直轄事業団と中高年雇用福祉事業団東京企業組合が統合し、中高年雇用福祉事業団(労働者協同組合)全国連合会センター事業団となる。</p> <p>平成 5年 5月 日本労働者協同組合連合会センター事業団に名称を変更する。</p> <p>※センター事業団の理念・組織形態を引き継ぎ、活動を広げるために、NPO法人ワーカーズコープを設立。</p> <p>平成13年 5月 東京都よりの特定非営利活動法人(NPO)の認証を受ける。</p> <p>平成13年 9月 特定非営利活動法人(NPO)の法人設立の登記を行なう。</p> <p>平成15年 4月 定款変更による内閣府の認証を受けた法人となる。</p> <p>令和5年4月1日 労働者協同組合法人へ法人移行</p> <p>※NPO法人ワーカーズコープから人格の同一を維持して法人移行。</p> <p>現在に至る</p>			
業務内容	<p>① まちづくりの推進を図る活動</p> <p>② 地域福祉のための人材を育成するための研修・講習会などの事業</p> <p>③ 地域に関わる仕事おこしを促進する講座や研修、相談事業</p> <p>④ 介護保険法に基づく居宅介護サービス事業及び居宅介護支援事業</p> <p>⑤ 高齢者・障害者保険福祉サービス事業</p> <p>⑥ 子育て支援に関する事業</p> <p>⑦ 高齢者や子どもに関する調査、研究</p> <p>⑧ 高齢者の社会参加及び高齢者の健康と生きがいづくり支援に関する事業</p> <p>⑨ 高齢者の生活全般にかかる相談事業</p> <p>⑩ 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業</p> <p>⑪ 教育及び職業訓練、職業紹介事業</p>			
担当者 連絡先	氏名	■	所属	■
	電話	■	FAX	■
	E-mail	■		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における横浜市上白根コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

【経営方針・特色】

ワーカーズコープは、“地域に必要な仕事の創造とまちづくり”を目的とする協同組合です。市民がみんなで出資し、地域に必要な仕事を創り出し、組合員の意見を反映した運営を行い、責任を分かち合って共に働きます。一人ひとりが主体者として自治・連帯して仕事を行うことを「協同労働」と言います。

私たちは「地域で必要とされることに応えていく」ことを基本に据えて活動を行っています。働く仲間、利用する人、地域の方々と“ともにつくる”ことから生まれる連帯や、一人ひとりの可能性を信頼し、誰もが主体者として働き、地域で暮らしていくことに最大の価値を置いています。

【業務概要・主要業務】

福祉関連(高齢者・子ども・障がい者等)事業、公共施設管理運営業務、自立支援事業、建物総合管理業務、食関連事業、緑化環境事業、生活総合支援事業

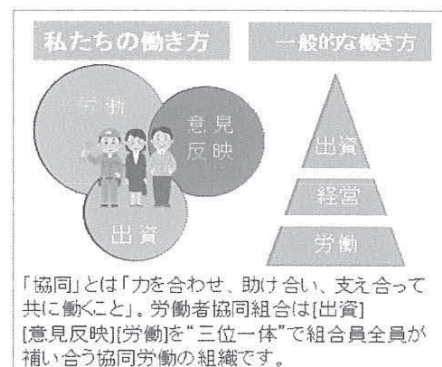
イ 応募団体の業務における横浜市上白根コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

上白根コミュニティハウスが開館して14年が経過し、利用者の方たちとも信頼関係が構築され、地域に根付いた地域の居場所として認知されるようになりました。

「協同労働」の考えは、コミュニティハウスを指定管理者だけで運営し利用者をお客様とするのではなく、利用者もそこに住む住民として共にコミュニティハウスや地域のあり方を考えていくパートナーと位置付けることで、ますます地域に開かれた施設にすることができると考えています。

旭北地区連合自治会、旭北地区社会福祉協議会等を中心に、地域で活発な活動が行われており、そこに私たちの活動の経験が一緒になることで、より充実した“まちづくり”に向かうものと考えます。さらに、地域ケアプラザ他、様々な地域の資源と連携させていただき、住みやすい地域づくりの一翼を担わせていただきます。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績



現在管理運営している施設種別	現在管理運営している主な施設名	施設数
コミュニティ施設	地区センター・コミュニティハウス ほか	47施設
高齢者福祉・障害福祉施設等(複合施設含)	老人福祉センター・障害者福祉センターほか	41施設
子育て関連事業施設	保育園・放課後児童クラブ・キッズクラブ他	499施設

神奈川県では、横浜市のコミュニティハウス4館(権太坂・常盤台・上白根・霧が丘)、横浜市奈良小キッズクラブ、平塚市西部福祉会館・平塚市南部福祉会館・平塚市七国荘、平塚市放課後児童クラブ3箇所、三浦市老人福祉保健センターを運営しています。

(2) 横浜市上白根コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

旭区運営方針「子育て世代をはじめ多くの方々に 選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現をめざして区内の施設や団体が力を合わせ、様々な世代の人にとって普段の暮らしを快適に、より愛着が持てる地域にしていくことが求められています。

コミュニティハウスは、地域住民の自主的活動と相互交流を深めて、コミュニティの醸成を図ることが目的の施設です。上白根コミュニティハウスの運営内容をより充実していくことが、そこに住んでいる方々の交流を深め、“お互いさま”の地域になり、「災害に強いまちづくり～自助・共助・公助の充実～」 「防犯・交通安全対策」 「地域で支え合い安心して自分らしく健やかに暮らせるまち」にも貢献できると考えています。

イ 地域特性、地域ニーズ

この地域は、住宅開発等で若い世代の増加もあり、新旧住民が混在しながら高齢化が進んでいます。しかし、地域の方の活動は活発で、人と人がつながり顔の見える関係性や見守り体制がつくられていることと、緑が豊かで買い物しやすい等の理由で、多くの方が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思っている地域でもあります。

コミュニティハウスでは、地域で活動をしている方が話し合いの場として利用する等、地域の困りごとやニーズを掴むことができます。施設を利用する高齢者からは、話し相手や外出するきっかけがほしいという声、子どもたちからは、公園や施設内での遊びや、宿題を終わらせたいといった要望があります。また、この地域は施設利用者の方を含め、子どもに勉強を教えることができる先生や、ダンスや音楽などの特技を持っている方など、多くの人材があふれてもいます。人と人とを繋げあう地域のコーディネートが重要です。コミュニティハウスの運営を通じて、地域のニーズに応じて、第4期きらっとあさひプラン旭北地区計画、「人にやさしく、包みあうまち」の目標でもある、「安心安全」「夢のある」「和み親しみ」のまちづくりに貢献していきます。

ウ 公の施設としての管理

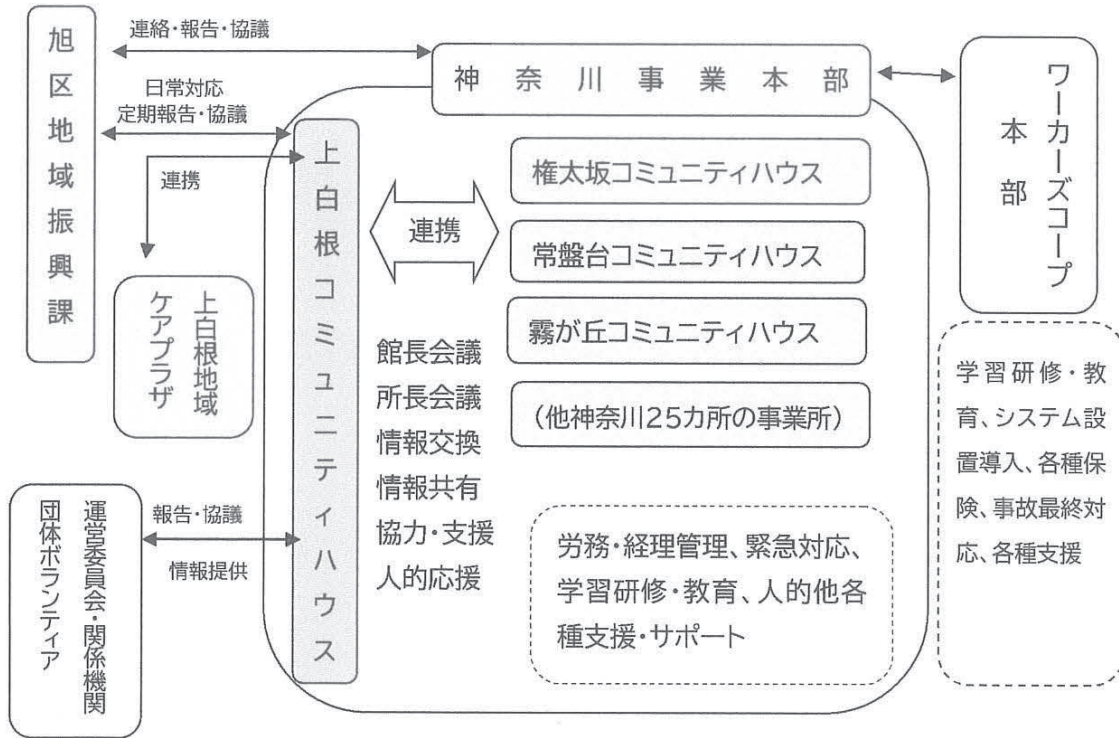
「法令順守」「公平・公正」「安全・安心」「開かれた施設」として運営いたします。

- ① 登録、予約受付には特定の個人やグループが優遇されることのないよう、公正・平等な運営を行います。また、利用者会議、地域の代表者による運営委員会、利用者アンケートなどにより利用者や地域の意見をくみ取り、運営に生かします。
- ② 個人情報保護、人権擁護その他の法令順守のため、毎年スタッフの研修を行い適切な管理ができるようにします。またスタッフは常に気持ちよく明るく来館者に接し、いつ来ても楽しくなる施設にします。
- ③ 安全で清潔な建物の維持管理につとめ、事故を予防し来館者が快適に過ごせるようにします。
- ④ 公共の施設として、地域の方々に横浜市、旭区のパンフレットなどを配架し情報を知らせます。コミュニティハウスの情報はホームページの素早い更新、毎月の広報紙「ドリームバスケット」の配布、掲示等で広く公開します。毎年の事業報告やアンケート結果等、館内に掲示して公表します。
- ⑤ 経費削減等に取り組み、利用者や地域のために指定管理料を有効に使います。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

全国組織として、神奈川県や全国での多様な取り組みや経験を施設や地域の発展に活かします。施設単独での対応が困難な場合は神奈川県本部・神奈川の事業所、本部が関わって必要な支援を行います。消耗品、リース料等経費について、スケールメリットをいかした運営を行います。



職種・形態	人数				業務内容・役割	必要な能力
館長 常勤 (月給)	1名	週 5日	早番 A	8:30~17:30	運営統括責任者・庶務・管理 (人事・個人情報)・区役所・地域との協議	総合管理能力・判断力・調整力・地域活動支援力・柔軟性・誠実な人柄
館長補佐 常勤 (月給)	1名		遅番 C	12:00~21:00		
スタッフ 非常勤 (時給)	4名	週 2~3日	早番 A	8:30~17:00	受付、事務補助、講習・講座等企画運営、物品貸出、館内整理・清掃、その他	事務処理能力・コミュニケーション力・迅速な対応力・誠実な人柄
			早番 a	8:30~12:30		
			遅番 b	13:00~17:00		
			遅番 c	17:00~21:00		

- ※ 職員体制…日中は2人体制。夜間は1人体制で行います。
- ※ 日曜・祝日は9時~17時まで。平日は9時~21時までです。
- ※ 職員の採用に当たっては、地域との関わり・来館者との関わりを大切に出来る人を地域から優先的に採用します。
- ※ 利用者からの相談対応を含め、全職員で情報共有に取り組みます。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

1. 個人情報保護等の体制

個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報取扱特記事項に基づき、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を順守し、適正に取扱います。本部が行う研修に加えて、常日頃から全職員に対して個人情報保護及び取扱いの重要性を伝えることで啓発を図ります。また、横浜市主催の個人情報取扱説明会に参加する等、その年における個人情報保護法や条例の改正部分他、最新の情報をつかんで対応します。

- ① 利用者や登録団体からの個人情報は必要最小限とし、目的外利用はしません。
- ② 必要がなくなった個人データは確実、かつ速やかに破棄又は削除します。
- ③ 個人情報の不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の予防並びに是正に関する適切な措置を講じます。

2. 適正な管理について

- ・館内に個人情報保護方針を掲示
- ・パソコンはパスワード設定し、個人情報が記載された書類は施錠管理し、廃棄の際はシュレッダー処理
- ・申込書、アンケート等、利用者が記入の書類に個人情報取扱文言の明記
- ・事務所内へのスタッフ以外の立ち入りの禁止
- ・万が一漏洩等の事故が発生した際は、速やかに担当課へ報告し、原因を究明し再発防止策を練り、被害に遭われた方に謝罪とすると共に説明をして、再発を防ぎます。

3. 研修計画

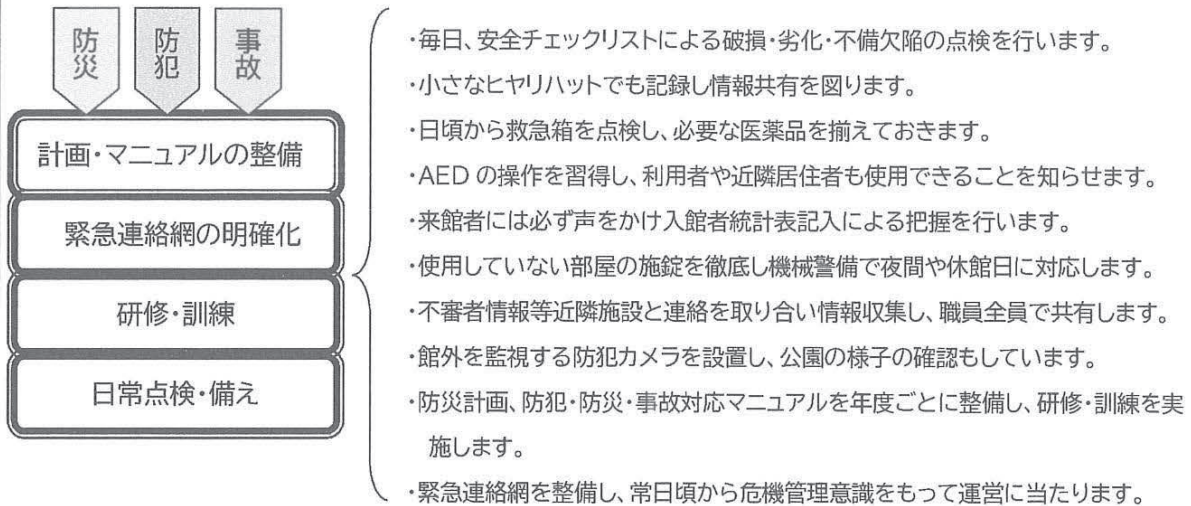
個人情報保護等のリスク管理や危機管理、接遇マナーも全て職員の対応が鍵となります。「利用者の視点に立った運営」を基礎に置いた研修を行います。

研修名	内 容	実施時期	対象者	主催/講師
新人研修	法人理念、個人情報保護、接遇、人権、基本実務など	採用時	新規採用者	館長・法人担当
業務研修	運営・利用状況の把握、課題共有と方針確認	毎月	全員	館長・法人担当
責任者研修	法人内又は法人外他施設における先進事例の学習	毎月	館長 副責任者	本部 神奈川事業本部
接遇研修	業務遂行における基本姿勢、苦情・クレーム対応	年1回	全員	専任講師
個人情報保護研修	個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報保護に関する条例、事例検討（横浜市個人情報相談Q&A）、個人情報取扱状況の管理及び認識強化	年2回	全員	館長・法人担当 横浜市、他
救急処置・防災訓練研修	負傷者急病者対応方法、救急救命講習、AED操作、関係機関への通報、連絡体制、利用者・住民を含めた消火・避難訓練	年2回	全員	館長 旭消防署
人権研修	互いの尊厳を尊重し合う社会の実現にむけて	年1回	全員	専任講師
経理事務研修	施設運営の経理事務の適正処理	年1回	担当	本部 神奈川事業本部

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

1. 事故・災害に対する対応計画・体制



2. 事故・災害等の緊急時の体制

・緊急連絡体制を確立し、安全確保の初期対応後、関係機関へ通報及び連絡を行い、指示を受けます。

・事故や災害等が発生した際は、マニュアルに沿って対応します。コミュニティハウスから神奈川事業本部へ一報を入れた後は、神奈川事業本部が組織として対応します。



3. 緊急時の対応計画

緊急・非常事態の程度	例	指定管理者の対応	具体的な業務
気象警報発令など	大雨警報発令 大雪警報発令	気象情報及び交通情報の入手 事前準備対策会議	出入口の点検 落雷時の設備点検 インターネット・ラジオによる 情報収集
緊急対応を要するもの	不審者の進入 日常的な怪我 急病人 館内設備の故障	職員が処置、対応 警察・消防機関への緊急通報 担当課との協議	応急処置AEDの活用 救急車の要請 緊急車両誘導 関係者への状況説明・情報共有
組織的対応が必要なもの	火災 インフラ停止 建物損壊・器物破損 盗難傷害事件	神奈川県・横浜市・旭区・警察・ 消防機関への通報・学校及び周 辺施設や自治会、町会を含めた 応援体制の構築	異常事態への対応 危険個所の立ち入り制限 点検、連絡、緊急対応業務 運営再開までの警備
施設内で解決困難なもの	風水害 大地震	公的機関への通報・協力 自治会組織との連携	職員による安全確保と情報収 集及び損壊箇所を把握し連絡

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

**居心地の良い場所  
みんなのコミュニティハウス**

引き続き利用者や地域の方々との信頼関係を築き、「地域とともに」ということを基本に据え、『みんなのコミハ』を目指します。高齢でも、子どもひとりでも、幼児と一緒に子育てママ、障がいがあっても、誰もが安心して立寄れる「居心地の良い場所」にします。

何でも気軽に話ができる雰囲気と施設の清潔な環境や快適さの提供を基礎に、高齢者、子ども、多世代に対して多様な自主事業を実施します。「人と出会える場所」「友達ができる場所」となるように地域をコーディネートします。また、地域活動が活発に行えるように、自治会の定例会や役員会、地域イベント時における作業場所、練習場所、打ち合わせ場所として積極的に活用していただきます。

イ 利用促進策

『居心地の良い場所』『ニーズをつかんで応える』『認知される』

この3つを柱に利用促進を図っていきます。

【具体的な方策】

- 地域の多くの高齢者が「元気で自分らしくいつまでも住み続けたい」と思っています。介護予防や認知症予防のための講座、運動、栄養について等、健康に関する自主事業を実施します。
- 子どもや子育て中の若い世代の居場所を提供します。子育てママが気軽に寄れる場所や、子どもたちの居場所づくりなどを組み立てます。
- 小学生が気軽に立ち寄れる場所にします。学校から帰ってから夕方までの時間、安全に友達と遊べる場所にしていきます。特に、毎週(金)は子どもの居場所として会議室を開放します。
- 部活等を行う中学生に対しても、安心して快適に学習ができるような場所の提供をするため、利用時間の変更等を検討します。
- 40～50代の婦人層、仕事をしている世代が要望する新たな情報を収集し、ニーズに合った事業を行い、土日、夜間を含めた稼働率の向上を図ります。
- 地域の方やサークルの方々の作品を展示します。ジャンルが多岐にわたるようにして、知り合いの方の来館を促します。
- この間コロナ禍で使用を控えていた厨房を使用した自主事業を行います。
- 自主事業や行事の内容を充実させます。高齢者・子ども・幼児・一般と自主事業を多様に企画して実施していきます。「上白根コミハではいつも面白いことをやっているよ、ためになることをやっているよ」といった噂が口コミでも広がることをめざします。
- ホームページの更新を頻繁にして、集会室の空き状況をいつでも把握できるようにしていきます。
- 中堀川、上白根ふるさと公園のごみ拾いを行い環境の美化に力を注ぎます。公園清掃時の休憩場所として、月1回の清掃後の休憩場所として活用していただきます。
- フードドライブの窓口を設置し、コミュニティハウスを利用する方以外の来館を呼びかけます。

## (4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組

## エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

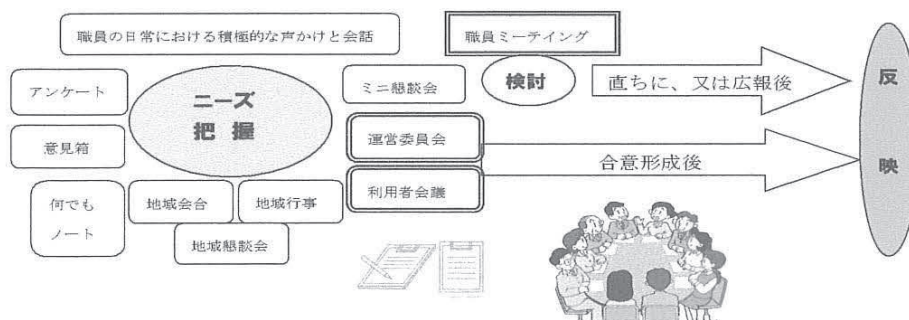
## 1. 利用者ニーズの把握

上白根コミュニティハウスは人と人とのつながり、コミュニケーションを大切にしています。そのため次のような方法をとっていきます。

- 職員の積極的な声かけによってコミュニケーションを図ると共に、利用する方々からご要望やご意見、苦情など気軽に話すことのできる雰囲気を作っていくよう心掛けていきます。
- 地域の代表者で構成される運営委員会や利用者の代表である利用者会議を毎年定期的実施します。一般の方やボランティアの方からはアンケート調査やご意見箱、なんでもノートの設置などで幅広い意見を頂けるようにします。
- 普段から上白根コミュニティハウスをご利用いただいている方だけでなく、まだご利用なされたことのない方とのコミュニケーションを図るために地域の懇談会・連絡会、自治会の会合や行事等に参加し、積極的に地域のニーズをつかんでいきます。

## 2. 運営への反映

- 皆様からいただいたご意見は毎月の職員ミーティングだけでなく、その都度、連絡ノート等職員間で情報の共有をし、日常の業務に反映できる内容はホームページ等で情報の告知をしていきます。
- また毎月の区の広報紙、コミハ情報紙「ドリームバスケット」、館内及び玄関掲示板や地域の掲示板でも多くの方の目に触れるように情報の発信をしていきます。



## オ 利用者サービス向上の取組

- これまで、平日及び土曜日と日曜日の部屋の利用時間帯が違っていたため、多少混乱もありました。これからは、日曜日の利用時間帯を平日と同様にします。ただし、15:00からの利用は閉館まで2時間となりますので、利用団体等に良く周知をした上で実施します。
- これまで、子どもだけの利用の場合は、ロビー交流スペースだけでしたが、多人数には適した場所でないことが課題です。毎週金曜日に会議室を開放します。この時間帯は、地域の方の協力を得ながら学習支援などにも取り組んでいきます。
- ロビー交流スペースでの一般利用者を増やすために、書籍の充実を図り貸し出しを活発にします。また、視覚に障害のある方をはじめ、視力が衰えはじめた方などに、元アナウンサーの協力を得て作成した朗読CDを、法人内の他のコミュニティハウスと連携して貸し出します。

(4) 施設の運営計画

キ 横浜市重要施策に対する取組

**1. 情報公開**

当法人の情報公開規定を基に、横浜市の「指定管理者の情報公開に関する標準規定」に則り、運用していきます。市民の知る権利を尊重し、市民への説明責任を全うするため、当法人やコミュニティハウスについての情報開示を積極的に推進し、館内掲示板などで情報を開示していきます。

**2. 人権尊重**

横浜市で策定している「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指し、「横浜市人権施策基本方針」を重視し、地域ケアプラザとも連携して、人権に関しての普及啓発を実施します。また、障害や国籍などに関係なく、どなたにも開かれた施設利用を心がけるとともに職員向けに人権について考える研修を実施します。

**3. 環境への配慮**

ヨコハマ 3R 夢プランに基づき、最も環境にやさしいリデュース(発生抑制)の取り組みを進めます。利用者にはごみの持ち帰りをしていただき、「ゴミ 0」への協力をお願いします。温暖化防止のため、冷暖房の設定温度にも配慮します。また、再生紙を利用し、環境に配慮した製品を積極的に使用していきます。

**4. 市内中小企業優先発注**

横浜市が基本方針としている市内企業への優先発注に基づき、備品購入や修繕時には経費節減に最大配慮したうえで地域の企業を優先して発注・購入します。

**5. 障害者福祉政策**

障害のある・なしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら暮らすことのできる「まち」を実現していくために、コミュニティハウスを利用しやすいように、合理的配慮を行い共生型施設として取り組みます。

また、障害者の就労支援に取り組みます。障害や疾患、貧困や年齢などの理由により、働くことに困難がある人を対象に、就労体験等で受け入れ、働き続けていくための支援をしていきます。

**6. 男女共同参画政策**

第5次横浜市男女共同参画行動計画(男女共同参画政策)を推進していくとともに、男女関わらず一人の人間として人権を尊重し、男女共に平等に社会参画し、生き生きと安心して生活できる活動や交流の場として利用できるコミュニティハウスにしていきます。職員採用にあたっては、男女による差をつけず、給与形態も同じにします。

**7. 地域の活動拠点として**

持続可能な社会をつくるために、地域全体で課題を解決していくという視点に立ち、横浜市や関係団体と連携します。コミュニティハウスを様々な団体や人々が参加し、つながって地域づくりを進める拠点として位置づけます。地域ケアプラザと連携し、「子どもの居場所」の推進を行います。また、学校運営協議会、民生委員、青少年指導員の方々と連携を取り地域コーディネーターの役割を担い、地域住民が支えあう仕組みづくりを進めます。

私たちはこれまで地域の課題の解決策として、全国で地域の方々と一緒に「まちづくり講座」を多く開催し、そこに住んでいる方から率直に地域の困りごとを聞き、その解決策を共に考え解決してきました。様々な困難なことや、あるいはやってみたいことのニーズをキャッチする「まちづくり講座」をこの旭北地域でも開催し、市民主体のまちづくり並びに地域の福祉力の向上を図ります。

(5) 自主事業計画

1. 自主事業に対する基本的な考え方

自主事業は施設設置目的である「自主活動」「相互交流」の“入口”として重要な役割を果たします。誰でも、一人でも気軽に参加できて、「来てよかった、楽しかった、また行こう」と言ってもらえる自主事業を実施します。実施後は気軽な来館やサークル化など次の展開へとつなぎます。「人とのつながり」「自分を高める」を柱にして組み立て、子どもから高齢者まで世代を超える交流の場を大切にしながら自主事業を実施します。

職員がしっかり関わり、サークル化を始めとした自主的活動や友人関係の構築等で心地よい居場所になるようコーディネートを行い、コミュニティの醸成に努めます。

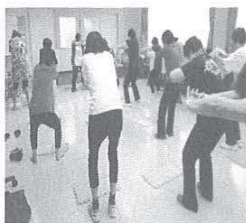
また、これまでもお祭りやイベントなどは、自治会や社会福祉協議会等の地域の協力を得ることで、コミュニティハウスの存在を多くの方に知らせることが出来ました。今後も、自治会や社会福祉協議会、利用者等と一緒にやっていくことで、さらに多くの方にコミュニティハウスの存在を知らせていきます。



2. 自主事業の内容

上記の基本的な考え方を基に、(1)健康・介護予防、生きがい・居場所づくりに関する企画、(2)子どもの居場所、意欲向上、成長に関する企画、(3)世代間交流に関する企画、(4)教養・趣味を充実させるための企画、(5)地域貢献ができるようにボランティアの育成を図る企画、以上5つを柱に自主事業に取り組みます。

- (1)健康・介護予防、生きがい・居場所づくりに関する企画: インナーマッスル体操、せせらぎ歌の会
- (2)子どもの居場所、意欲向上、成長に関する企画: 子ども学習支援、ポッチャ、モルック
- (3)世代間交流に関する企画: ふる里まつり、さくら祭り&文化祭、模擬店等
- (4)教養・趣味を充実させるための企画: 物づくり、フラワーアレンジメント、スマホ講座
- (5)地域貢献ができるようにボランティアの育成を図る企画: くらサボサロン、ボランティア講座等



インナーマッスル体操



せせらぎ歌の会



コミハまつり



作品展

(6) 施設及び設備の維持管理計画

1. 施設維持管理の基本方針

来館者が心地良く利用できるように施設を維持し管理します。

横浜市「維持保全の手引」を踏まえ、「施設の保全」という観点を重視し、早期に発見・把握して対応します。また、全職員が衛生的環境の確保、美観の維持に意識を高めて臨みます。

2. 施設の日常点検強化

施設設立から14年が経過します。今でも「きれいなところですね」と利用者からの声をいただきます。しかし、内装や備品等に劣化が散見されるようになってきました。備品台帳を基本に日常の点検をより重視し不具合をより早く把握し、予防的措置も含めて対応していきます。

3. 維持管理計画

年間管理計画に基づく作業を行い、該当作業に対しては事前準備から作業後の検証まで作業管理を徹底します。

維持管理項目	業務内容	実施回数
清掃業務	日常清掃	毎日
	定期特別清掃	月1回
害虫駆除	害虫調査・駆除	年2回
電気設備点検	非常照明、照明器具、スイッチ、コンセント、非常呼出設備巡視点検	月1回
衛生給排水設備点検	量水器、床下点検口、衛生機器、おむつ交換台、排水管巡視点検	月1回
消防用設備等点検	誘導灯、火災報知設備、消火器巡視点検	年2回
空調冷暖房設備	室外機、電源版、コントローラ、室内機、リモコン、天井扇巡視点検	年2回
自動ドア保守点検	自動ドア保守点検	年4回
建築関係点検	給湯器流し台、手摺、排煙窓、オペレータドア、間仕切窓巡視点検	年1回
植栽関係	樹木等の剪定、草刈り	年2回

4. 美観維持及び衛生的環境の確保について

適切な手順で日常の清掃作業を行います。また感染防止の視点からも、施設内の設備については日常的な消毒を行います。

トイレをきれいに使っていただくように利用者に呼びかけます。また、ごみの持ち帰りも利用者に協力をお願いします。

5. 施設及び設備の維持管理の効率化の工夫

設備のメンテナンス時期等については適正に管理をして経費の縮減に努めます。劣化や機能低下を早期に発見することで「事後保全型」の維持管理ではなく、施設の長寿命化に向けた「予防保全型」の管理をします。また、利用者から保守管理についての指摘がある際には、対応検討し、早期改善に努め、必要がある場合には、その旨を掲示等で利用者に報告します。

(7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について(※利用料金収入については記載不要です。)

ア. 収入計画の考え方について

1. 基本的な考え方

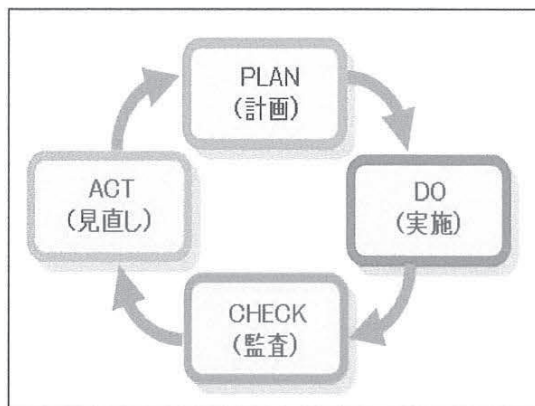
指定管理者制度は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ること」を目的に導入されました。「少ない経費で大きな効果を上げる」ことで、市民に還元していくという意識をもって運営に臨むことは大切ですが、一方で、公の施設は「政策目的の達成」のために設置されていることも理解しています。

上白根コミュニティハウスにおける収入内訳は指定管理料、自主事業収入、雑収入(コピー代)です。コミュニティハウスは、部屋の使用料等を徴収することはないので、指定管理料が基本的な収入となります。

限られた収入を適正に支出し、質量ともに充実したサービスを提供していきます。一方、事業体として指定管理期間中の責任ある業務遂行のために、安定した経営は欠かせません。赤字を出さない無理のない運営も同時に図ってまいります。

経営を職員全員の問題としてとらえます。館を運営する職員が月一回の会議時に「経営」についても話し情報を共有し、経営効率化に向けて力を尽くします。

利用者主体の運営というコンセプトを経営についても基本に据えます。運営管理にあたりPDCAサイクルを徹底し管理の質をあげていきます。



イ. 増収策について

1. 印刷サービスと宣伝強化

印刷サービスはこれまでも地域の信頼を得ており、今後も地域の方々のニーズに合ったサービスをしていきます。

2. 自主事業実施と参加者人数の制限などの配慮

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施した上で、利用者のニーズに即した魅力ある事業を企画し参加者を募ります。直接経費分(講師料、材料費当)は、受益者(利用者)負担の考え方を基本に、参加者負担の金額を設定しますが、工夫して利用者の参加しやすい金額とします。

3. 自動販売機の売り上げの増加

自動販売機では、業者に人気商品の入れ替えを定期的に行っていただき売上増につなげます。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

**1. 基本的な考え方**

施設の特徴を最大限いかし、安全の確保と利用者が安心して快く利用できる運営に全力をつくします。上白根コミュニティハウスは開所から14年が過ぎて、壁紙や椅子等経年劣化による不具合も生じてきています。支出は必要などころには充当し、削減できるところは削減します。無理、無駄、ムラのない適正な支出を行い、サービスの向上を図ります。

**2. 支出計画について**

① 人件費について

質を落とさず業務に支障を起こさない事業運営のための必要最低限の人員体制で臨み、人件費の肥大化を抑制します。一方で、質の維持・向上のために職員の学習・研修は重視し、その分の費用の確保を図ります。

② 事務費について

当法人は神奈川県内に29ヶ所の事業所があります。消耗品、備品、保険、リース料等、一括しての購入や契約、拠点間の要・不要を調整した「物」の移動等で経費削減と無駄を省く努力をします。

③ 事業費について

事業費の活用は、施設設置目的達成のためにも重要な役割を果たします。積極的な予算を組み、より多くの地域の方の理解と協力を得ていくことで、多彩な事業を実施します。講座参加者には主体的な活動を促し、グループ化への支援を行う等もしていきます。

経費削減策では、1)紙のコピー枚数を極力減らし削減します。2)未使用の部屋の消灯。未使用の家電製品のコンセントは、抜いておくなど省エネルギーに努めます。3)空調に関しても適正な温度で利用を呼びかけます。4)洗い物をするときなどは、その都度水をとめ、節水を心がけます。5)使用する消耗品や備品は、詰め替えや、再利用ができる物を使い、資源の再利用を心がけます。

④ 自主事業費

施設運営には、自主事業が重要な役割を果たします。多種多様な事業を実施するために、積極的な予算を組み、参加者が主体的な活動をできるように支援を行います。その一方で、地域の方にボランティアの協力を得ながら、自主事業費の抑制に努めます。

⑤ 管理費について

「施設保全」の観点から清掃を含む施設メンテナンスを早期に行います。備品、設備の修繕作業は可能な限り自力で行わない経費節減に努めます。指定管理期間中に必要な備品がある場合、利用者の方や地域にHPや広報紙等で寄付を募ります。また、ゴミの分別、リサイクルを徹底します。

⑥ 事務経費について

当法人は、県下のみならず全国300ヶ所以上の拠点を置き、運営しています。一般管理費の積算については、事業本部、全国本部で発生した支出を法人内のルールに則り適切に配賦いたします。ただし、管理費について極力抑えられるよう努力いたします。



(8) 伝染病・感染症等に係る対応

伝染病や感染症の感染経路は、接触感染、飛沫感染、空気感染、媒介物感染の 4 つがあります。これは新型コロナウイルス感染拡大時に行ってきた感染対策にも共通するものであり、以下の取り組みを基本方針として、日々の運営をしていきます。

- 正確な情報の把握。横浜市や厚生労働省など信頼性のある情報源から情報を入手し、利用者に伝えます。
- 適切な予防策の実施。手洗い、マスクの着用、咳やくしゃみのマナー、社会的距離の確保などの予防策を実施するための呼びかけ。
- 健康状態の把握。来館された方の健康状態を声掛け等で把握します。具合の悪い方には、利用を控えるように呼びかけをします。
- 消毒、衛生用品の備蓄。

### 1. 感染予防対策

#### ●入館時の利用者の感染対策

利用者にはマスクの着用、手指のアルコール消毒、石鹸による手洗いを呼びかけます。注意を促すためにも、手指のアルコール消毒は必須ではありませんが、入り口の消毒液の設置は続けていきます。

入館時に利用者の様子を把握して、体調が良くないと感じた方には、お話をして無理はしないように呼びかけます。退館時も手指のアルコール消毒を呼びかけます。

#### ●利用者への啓発

新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、利用者には引き続き感染拡大を予防することを啓発するポスター等を館内に掲示して、注意を呼びかけます。また、施設利用後は消毒液による机の清拭等の清掃などをお願いしていきます。

#### ●施設内換気

ロビー・廊下等の換気窓と、貸室は、使用後次の方が使用するまで、換気を行います。

#### ●日々の清掃

拭き掃除は、ワーカーズコープが生成しているクリーンキラーA(次亜塩素酸水)を噴霧し拭き取り、人の手が触れるドアの取手、出入口の自動ドア接触部分は 1 日に複数回拭きます。トイレ清掃はディスプレイの除菌シートを使用します。貸し出した物品等は返還後消毒を行います。また、利用者には使用後の机や椅子は、消毒液での消毒をお願いしていきます。

#### ●自主事業

人数制限が廃止になりましたが、募集人数を平常時定員より少なめに設定していきます。

#### ●感染対策用品の備蓄

消毒液、抗原検査キット等感染対策用の備品を備蓄しておきます。

#### ●職員の安全

マスクの着用、手指のアルコール消毒を励行し、勤務前に健康の確認をします。

### 2. 感染が拡大した場合

伝染病や感染症が発生した際は、旭区地域振興課とも連携し「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめ横浜市の感染予防対策の通達に則り、対応していきます。

# 自主事業計画書

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業計画書 (No.1)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
ふる里まつり・さくら祭り (文化祭2回)	①一般	100,000	80,000	20,000	30,000	50,000	20,000
	②不特定多数						
	③無料						
インナーマッスル体操/12回	①一般	96,000	0	96,000	72,000	6,000	18,000
	②20名						
	③400円						
やさヨガ教室/12回	①一般	96,000	0	96,000	60,000	26,000	10,000
	②20名						
	③400円						
大人のリラックス& ストレッチ/12回	①一般	96,000	0	96,000	60,000	20,000	16,000
	②20名						
	③400円						
せせらぎ歌の会/12回	①一般/高齢者	144,000	0	144,000	72,000	60,000	12,000
	②60名						
	③200円						
くらサボサロン/11回 (お茶のみ会)	①一般	44,000	0	44,000	10,000	34,000	0
	②20名						
	③200円						
ボランティア懇談会	①一般	5,000	5,000	0	0	5,000	0
	②20名						
	③無料						
パソコン個人相談/12回	①一般	54,000	18,000	36,000	48,000	6,000	0
	②6名						
	③500円						
子育て支援講座/3回	①親子・幼児	10,000	10,000	0	0	10,000	0
	②20組						
	③無料						
子どもイベント(ボッチャ)	①幼児・小学生	10,000	10,000	0	5,000	2,500	2,500
	②15名						
	③無料						
絵本で読み聞かせ/12回	①幼児・親子	5,000	5,000	0	2,500	2,500	0
	②10組						
	③無料						
お楽しみ落語会/1回	①子ども・一般	10,000	0	10,000	9,000	1,000	0
	②50名						
	③200円						
計		670,000	128,000	542,000	368,500	223,000	78,500

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業計画書 (No.2)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
ピアノコンサート/1回	①一般	0	0	0	0	0	0
	②60名						
	③無料						
男の料理教室/3回コース	①一般	20,000	5,000	15,000	15,000	5,000	0
	②10名						
	③1500円						
子どもの学習支援/24回	①小学生・中学生	10,000	10,000	0	5,000	5,000	0
	②20名						
	③無料						
夏休み工作教室/1回	①小学生	14,000	12,000	2,000	5,000	7,000	2,000
	②20名						
	③100円						
スマホの使い方講座/1回	①一般/高齢者	0	0	0	0	0	0
	②20名						
	③無料						
バック作り/リース作り (2回)	①一般	41,200	10,000	31,200	10,000	27,600	3,600
	②12名						
	③1300円						
出張講座/1回	①一般	10,000	10,000	0	10,000	0	0
	②30名						
	③無料						
フラワーアレンジメント	①一般	42,500	5,000	37,500	5,000	37,500	0
	②15名						
	③2500円						
お正月書初め	①小学生	7,000	5,000	2,000	5,000	1,000	1,000
	②20名						
	③100円						
	①幼児・小学生						
	②15名						
	③無料						
	①幼児・親子						
	②10組						
	③無料						
	①子ども・一般						
	②50名						
	③200円						
計		144,700	57,000	87,700	55,000	83,100	6,600
合計		814,700	185,000	629,700	423,500	306,100	85,100

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

# 自主事業計画書(単表)

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No.1)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ふる里祭り さくら祭り 文化祭(2回)	このお祭りは、コミュニティハウスと地区社会福祉協議会との共催で毎年行っています。 夏のふる里祭りは、館内で3日間作品展示会をやります。その内の1日は、公園で外イベント模擬店などが盛大に行われています。地域、利用者、小学校、中学校、地域の関係機関の方が参加されてのイベントになっています。 3月はさくら祭りで、当館利用のサークル活動の発表会や作品展示会を利用者と一緒に行います。	2回/年 7月・3月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
インナーマッスル 体操	成人の方、高齢者の方を対象に、無理なく椅子に座りながら、音楽に合わせて体を動かしながらおこなう体操です。介護予防や健康維持増進を目的とします。 腰痛予防や肩こりにも効果的な運動です。脳トレも兼ねていますので利用者に無理な負担がかからないようにして、楽しくやるのが大事です。 インナーマッスルを鍛えてしなやかな下半身を作りましょう。	12回/年 第1木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
やさしい ヨガ教室	多世代を対象にしています。 簡単なストレッチからヨガ動作に繋げていくので気持ちよく身体をリラックスすることができます。ヨガ初心者の方でも安心してできます。 リラックスすることだけでなく、高齢者から若い世代の方に、継続していくことで多世代交流にも繋げていくことも目的としています。	12回/年 第1火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
大人のリラックス &ストレッチ	一般の方、高齢者方もそして若い母親世代の方を対象に、普段伸ばさない身体のそれぞれの箇所を丁寧に伸ばしほぐしていくことで、身体と対話し普段の生活に役立ててもらおうことを目標にしています。 日頃の運動不足やストレスをスッキリ解消しませんか。素敵な音楽と共に心と身体を元気にします。	12回/年 第3水曜日

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No.2)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
せせらぎ歌の会	地域の方を講師にお招きし、ギター、ピアノの演奏に合わせて歌を歌います。 高齢者の参加が多いので、懐かしめる童謡や唱歌や季節の歌などをみんなで合唱し、日頃なかなか出すことのない大きな声を出してストレス発散していただくことで日々の活力を引き出します。また、講師の方のトークも楽しみに来られる方も多いです。	12回/年 第2木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
くらサボサロン	ボランティアスタッフが主体となって運営している高齢者の居場所「お茶のみサロン」として行っています。 地域の方をお招きして、お茶の提供を行い参加された方々が交流します。また、ボランティアで、楽器の演奏、詩吟、ハーモニカの演奏、輪投げ大会、社交ダンス、などを披露して頂いています。身体を使つての脳トレやゲームなどを企画して一緒参加して楽しい時間を過ごすことができます。	12回/年 第1木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティア懇談会	日頃、コミュニティハウスでボランティア活動をされている方を招き、交流を深めます。落ち着いて話合いができるので、地域の課題や地域のニーズ、運営について情報交換の場になっています。 これからは、次世代のボランティアの育成も考えていくために、どなたでも参加できる意見交換の場としていきます。	1回/年 1月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
パソコン個人相談	パソコン個人相談は、第2の月曜日にパソコンを操作する上で分からないことや、パソコンに関しての相談室を開催します。 パソコンはあるけど、どう操作したらいいかわからない、メールやインターネットのやり方がわからない等など、自分のパソコンを持ち込んで質問することができます。 年齢問わず参加することができます。	12回/年 第2月曜日

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No.3)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子育て支援講座	地域の支援団体と共催で、親子で楽しめる企画運営を実施します。 講座を通じて、子育て世代のお母さん達の交流を含め子どもと一緒に楽しめる企画や講演など、また、地域の子育てサロンと連携し情報交換や情報の共有をおこなっていきます。「七夕まつり流しそうめん」、「ジャンボシャボン玉」、「近隣の保育園との交流会」などお楽しみの企画を計画していきます。横浜ズーラシア動物の出張講座も依頼します。 先輩ママさん達もたくさんボランティアでご協力を頂いています。	3回/年 7月・9月・12月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子どもイベント (ボッチャ)	子どもイベントは、小学生や幼児を対象に夏休みや冬休みを利用して、ボッチャをルールから学び、地域の子ども達に広めボッチャの楽しさを知ってほしいと思い企画しました。 障害のある方でもできるスポーツですので、健常者、子どもと一緒にできる企画です。 スポーツ推進委員や青少年指導委員の協力も頂きながら進めていきます。	1回/年 8月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
絵本で読み聞かせ	地域の子育てサロンや保育園、幼稚園などでボランティアで読み聞かせやっている方お講師に招き、コミュニティハウスにある絵本を活用して毎月1回定期的に開催していきます。 若いお母さんの交流も出来子ども達も絵本に興味をもって、自宅でも絵本を読めるように本も貸し出していきます。 近隣の保育園や幼稚園にチラシの掲示もお願いして、参加を呼びかけていきます。	12回/年 第3金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
お楽しみ落語会	横浜出前落語会の方に出演してもらいます。 落語会では、落語、南京玉すだれ、津軽三味線、マジック、大道芸、口笛&ピアノセッション、腹話術などあらゆる分野で活動されています。この中から企画していくことで、落語や古典芸能を参加者に楽しんで頂きます。	1回/年 2月

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No. 4)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ピアノコンサート	コミハに登録されているサークルに1年に1回、ピアノコンサートやギターコンサート、アンサンブルの演奏を地域の方や利用者さんを招き演奏をやっていきます。 毎回、皆さんには、喜んで頂いています。	1回/年 10月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
男の料理教室	男性のみの料理教室を開催します。 簡単にできまた時短でできる料理を教えてください。男性の参加者同士で交流も目的としており、楽しく料理を行いながら、地域交流をしていきます。	3回コース 4月～6月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子どもの学習支援	上白根コミハには、学習室がありません。勉強や宿題をやるには、交流スペースしかないので、ゆっくり学習できる環境と整える上でも、会議室を開放します。 ボランティアの方に勉強を教えてください、自主学習をする、友達同士で教え合うなど、子どもの居場所となるようにしていきます。	毎週金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏休み工作教室	小学生を対象に夏休みの宿題も兼ね工作教室を開催します。講師を招き、楽しく作ることを目的としています。工作するものは、複数用意して、自分の好きなものを作っていきます。 完成品を参加者の許可を得て、コミュニティハウスでの展示も行います。	1回/年 8月

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No.5)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
スマホの使い方 講座	高齢者や一般の方対象に、スマホの使い方を初心者向けに教えて頂きます。ソフトバンクの方が講師になってテキストを見ながら操作をしていきます。わかり安く指導して頂きますので是非参加してみてください。	1回/年 10月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
バック作り お正月リース作り	クラフトバンドを使ってバックを作ります。 編み方は少し難しいですが、じっくり時間をかけて作っていきます。完成すれば、素敵で実用的な作品になり、参加者も満足して頂けます。 同じくクラフトバンドを使ってお正月のリースをつくります。作ったリースにお正月らしい飾りをグルーガンでつけ華やかなリースに仕上げます。	2回 9月・12月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
出張講座	上白根地域ケアプラザさんの協力を頂きながら、健康講座や認知症講座、介護保険についてなど、また医療の相談などを企画していきます。	1回/年 2月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
フラワー アレンジメント	母の日に合わせ、素敵なフラワーアレンジメントを作ります。感謝の気持ちを込めて自分のオリジナルを作ります。	1回/年 5月

## 横浜市上白根コミュニティハウス自主事業別計画書 (No.6)

団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
お正月書初め	小学生を中心に、お正月の書初めを行います。 今年1年の目標や想いを書き、決意を新たに1年を過ごせるようにしていくことと併せて、冬休みの宿題もこれと一緒に終わらせることができます。 参加した子ども同士で、会議室を半紙を広げて、楽しく取り組みます。	1回/年 1月

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

# 令和6年度収支予算書

単独団体名・共同事業体名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
施設名	横浜市上白根コミュニティハウス

## 令和6年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

## I. 指定管理料

(単位：千円)

提 案 額 (a)	12,858	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	12,858	
差 引 (a) - (b)	▲ 0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

## II. 令和6年度収支予算書(総括表)

## 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	630	
雑入 [B]	229	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	859	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	12,858	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	12,858	指定管理料
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	13,717	

## 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	8,750	
事務費 [b]	1,193	
自主事業費 [c]	815	
管理費A (光熱水費等) [d]	1,135	
管理費B (保守管理費等) [e]	1,264	
公租公課 [f]	200	
事務経費 [g]	360	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	13,717	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
施設名	横浜市上白根コミュニティハウス

## 令和6年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位: 千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入			ア	630
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	印刷代		カ	150
	自動販売機手数料		キ	79
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B]
小 計 【ア】		施設運営収入計		859 [A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
施設名	横浜市上白根コミュニティハウス

## 令和6年度収支予算書

## 2 支出の部内訳(ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

項目	内容等	金額		
人件費	正規雇用職員	正規雇用職員基礎単価×人数⇒賃金スライド提案書A×C	ア 5,695	
	臨時雇用職員	臨時雇用職員基礎単価×人数⇒賃金スライド提案書a×G	イ 2,825	
	対象外の人件費		ウ 230	ウ-1～ウ-4
	通勤手当		ウ-1 200	
	健康診断費		ウ-2 30	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4	
	小計		[a] 8,750	ア～ウ
事務費	旅費		エ 50	
	消耗品費		オ 180	
	会議賄い費		カ 10	
	印刷製本費		キ 48	
	通信費		ク 180	
	使用料及び賃借料		ケ 130	ケ-1～ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1 100	
	その他		ケ-2 30	
	備品購入費		コ 150	
	図書購入費		サ 40	
	施設賠償責任保険		シ 20	
	職員等研修費		ス 10	
	振込手数料		セ 5	
	リース料		ソ 300	
	手数料		タ 60	
	地域協力費		チ 10	
			ツ	
			テ	
	小計		[b] 1,193	エ～テ
自主事業費		[c] 815		
管理費A	電気料金		ト 960	
	ガス料金		ナ 25	
	上下水道料金		ニ 150	
	小計		[d] 1,135	ト～ニ
管理費B	清掃費		ヌ 330	
	修繕費		ネ 200	
	機械警備費		ノ 250	
	設備保全費		ハ 484	ハ-1～ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1 88	
	消防設備保守		ハ-2 33	
	電気設備保守		ハ-3 200	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4 33	
	駐車場設備保全費		ハ-5 0	
	その他保全費		ハ-6 130	
	共益費		ヒ	
		フ		
		ヘ		
小計		[e] 1,264	ヌ～ヘ	
公租公課	事業所税		ホ 200	
	消費税		マ	
	印紙税		ミ	
	その他( )		ム	
	小計		[f] 200	ホ～ム
事務経費	本部分		メ 360	
	当該施設分		モ	
	小計		[g] 360	メ～モ
小計【ウ】	施設管理運営経費計	13,717	[a]～[g]	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。